（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号㈧の次に次のように加える。

㈧の二	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条（登録）の公認心理師の登録	登録件数　一件につき一万五千円

（文部科学省設置法の一部改正）

第八条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第九条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。

八十九の二　公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える。

（アルコール健康障害対策基本法の一部改正）

第十条　アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号の二」に改め、第八十九号の二を第八十九号の三とする。

附則第七条中厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定を削る。

（内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定中「同項第八十九号」を「同項第八十九号の二」に改め、第八十九号の二を第八十九号の三とする。

第十一条のうち厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加え、」を削る。

附則第二十八条のうちアルコール健康障害対策基本法附則第七条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定の改正規定及び同法第十八条第一項の改正規定を削る改正規定中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号の二」に、「第四条第一項第八十九号の二」を「第四条第一項第八十九号の三」に、「八十九の二」を「八十九の三」に、「八十九の三」を「八十九の四」に、「改め、同法第十八条第一項の改正規定を削る」を「改める」に改める。

附則第二十九条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号の二」に、「同項第八十九号」を「同項第八十九号の二」に、「同項第八十九号の二」を「同項第八十九号の三」に、「八十九の二」を「八十九の三」に、「八十九の三」を「八十九の四」に改め、「、第十一条のうち厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定（同項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える部分に限る。）」を削る。

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十九号

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながることが懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態、雇用形態の転換の状況等に関する調査研究等について定めることにより、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進し、もって労働者がその雇用形態にかかわらず充実した職業生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること。

二　通常の労働者以外の労働者が通常の労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること。

三　労働者が主体的に職業生活設計（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第四項に規定する職業生活設計をいう。次条第三項及び第八条において同じ。）を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるようにすること。

（国の責務等）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　事業主は、国が実施する労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に協力するよう努めるものとする。

3　労働者は、職業生活設計を行うことの重要性について理解を深めるとともに、主体的にこれを行うよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第四条　政府は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を実施するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（調査研究）

第五条　国は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

一　労働者の雇用形態の実態

二　労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、教育訓練、福利厚生その他の待遇の相違の実態

三　労働者の雇用形態の転換の状況

四　職場における雇用形態による職務の分担及び管理的地位への登用の状況

2　国は、前項第三号に掲げる事項について調査研究を行うに当たっては、通常の労働者以外の労働者が通常の労働者への転換を希望する場合における処遇その他の取扱いの実態、当該転換を妨げている要因等について重点的にこれを行うものとする。